

定期報告書の提出に当たっての注意事項(小規模所有者の方)

1. 令和4年2月1日現在の状況について、令和4年2月15日までに報告してください。
2. 報告対象家畜の種類と頭羽数  
次の飼育頭羽数を超えている場合には追加の報告が必要となりますので、報告書が提出された後、当所から連絡します。
  - ① 牛・水牛・馬の場合 1頭
  - ② 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
  - ③ 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
  - ④ だちょうの場合 10羽未満
3. 複数の農場(飼養場所)を所有されている方は、農場ごとに報告する必要があります。
4. 複数種の家畜を飼養されている方は、家畜の種類、頭羽数にもれのないよう記入して下さい。

## 定期報告書の提出に当たっての注意事項(小規模所有者以外)

1. 令和4年2月1日現在の状況について、令和4年2月15日までに報告してください。  
なお、家畜の飼養頭羽数については、2月1日までに家畜の出荷又は移動を行ったことにより、通常よりも大幅に少ない場合には、当該出荷又は移動を行う前日のものとしてください。
2. 複数の農場を所有されている方は、農場ごとに別々の報告書で報告してください。
3. 大規模所有者<sup>(※)</sup>(馬以外)にあつては、畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置するようにしてください。  
なお、同一の者が複数の畜舎の飼養衛生管理者となる場合、飼養家畜ごとに担当できる上限があります。以下の頭羽数を超える場合は別の飼養衛生管理者を設置してください。
  - 1) 成牛(次のイ・ロに該当するもの)の場合 200 頭以上
    - イ) 月齢が満 17 月以上の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
    - ロ) 月齢が満 24 月以上のその他の牛
  - 2) 育成牛等(次のイ・ロに該当するもの)の場合 3,000 頭以上
    - イ) 月齢が満4月以上満 17 月未満の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
    - ロ) 月齢が満4月以上満 24 月未満のその他の牛
  - 3) 鶏の場合 10 万羽以上
4. 複数種の家畜を飼養されている方は、各家畜の様式に種類、頭羽数及び各家畜の飼養衛生管理基準遵守状況チェックにも記入して下さい。
5. 次の資料については、昨年度提出いただいた写しを添付していますので、参考にしてください。(①、⑤～⑦については、変更なければ写しをそのまま添付していただいても構いません。)
  - ① 農場の平面図
  - ② 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限にするために講じた措置の内容(立入禁止看板など)
  - ③ 衛生管理区域・畜舎等の出入り口付近に設置した消毒設備の種類
  - ④ 畜舎ごとの家畜の飼養密度  
合計頭羽数が報告書の頭羽数と合致すること
  - ⑤ 埋却用地の確保状況
  - ⑥ 焼却・化製のための準備措置を講じている場合はその状況
  - ⑦ 埋却候補地又は焼却施設等を確保していない場合は、これらを確保するための取組み状況
  - ⑧ 大規模所有者の場合、担当の獣医師の所属と指名
  - ⑨ 大規模所有者は「従業員が特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所に直ちに通報することを規定した書類」
6. 愛玩家畜を同一農場内で飼養している場合には別紙(その他・愛玩用)を記入の上、合わせて報告してください。

※大規模所有者とは、次の頭羽数以上の家畜の所有者をいいます。

- 1) 成牛(次のイ・ロに該当するもの)の場合 200 頭以上
  - イ) 月齢が満 17 月以上の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
  - ロ) 月齢が満 24 月以上のその他の牛
- 2) 育成牛等(次のイ・ロに該当するもの)の場合 3,000 頭以上
  - イ) 月齢が満4月以上満 17 月未満の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
  - ロ) 月齢が満4月以上満 24 月未満のその他の牛
- 3) 水牛・馬の場合 200 頭以上
- 4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000 頭以上
- 5) 鶏・うずらの場合 10 万羽以上
- 6) あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合1万羽以上